

四月一日（通称）残土条例が施行されます

500m²以上の土地の埋立て、盛土、土砂等の一時たい積を行う場合は、許可が必要です。

町では、光町土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び

災害の発生の防止に関する条例（通称＝残土条例）を制定しました。施行は平成10年4月1日です。

条例制定の目的は、汚染された土砂・残土等の埋立て

などによる土壤汚染・地下水汚染の未然防止と土砂・残

土等の流出・崩落等による災害の未然防止です。



（対象面積）は！

○500m²以上3,000m²未満の事業が町長の許可が必要となります。

○3,000m²以上の事業は、千葉県知事の許可が必要となります。

○土砂や残土を運搬する

者の責務＝運搬する土砂や残土の汚染状況を確認し、は、許可対象になつていま

せんが、千葉県条例では、安全基準に適合しない土砂や残土等を埋立て、盛土、や残土等を埋立て、盛土、

や残土等を埋立て、盛土、

壤・地下水汚染及び災害の発生のおそれのある事業を行う（おそれのある）者に土地を提供しないよう努めます。

○埋立てる土砂や残土等の

土壌検査・排水検査の実施

（町長の許可を受けた事業者は検査や報告の義務があります）

○埋立てる土砂や残土等の

土壌検査・排水検査の実施

（町長の許可を受けた事業者は検査や報告の義務があります）

○土砂や残土の搬入量の

報告

○搬入する土砂や残土等

の地質検査結果の報告（環境計量士が検査したものに

限ります）

○埋立て・盛土・たい積

業者だけではありません。

○事業者の責務＝土壤・

地下水汚染及び災害の発生

を未然に防止する責務があ

ります。

○土地所有者の責務＝土

生を未然に防止する目的で、

千葉県条例と連携を図り、

◎許可を必要とする事業

（許可対象事業）とは！

◎許可を必要とする面積

現在、各種公共事業や民間の事業活動により、土砂や建設残土が多く発生し、都心を中心に県外から大量に搬入され埋立てられています。あることから、特に県内外からの搬入規制を主体に、の埋立て、盛土・たい積行為（一時的保管含）

※公共事業及び農業用事

業の一部を除き、埋立て、

盛土・たい積事業は許可が

必要となりますので事前に町へ相談してください。

地下水汚染を引き起こして

います。

町では、光町土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び

災害の発生の防止に関する条例（通称＝残土条例）を制定しました。施行は平成10年4月1日です。

条例制定の目的は、汚染された土砂・残土等の埋立て

などによる土壤汚染・地下水汚染の未然防止と土砂・残

土等の流出・崩落等による災害の未然防止です。